

標準時間延長保育を希望される方へ

保護者の方の勤務時間等の都合により、保育標準時間（～午後6時15分）を超えて保育を希望される方は、保育園に備えてある「標準時間延長保育申込書」でお申し込みください。

1 標準時間延長保育の時間及び期間等

- 1) 時間 午後6時15分から午後7時00分まで
- 2) 期間 原則として、月の初日から1か月単位で1年間（年度末）まで
- 3) 利用の区分 ①月額利用、②日額利用 のどちらかを選択

★①②の利用コースの変更は一月単位で可能ですが、変更する場合は「標準時間延長保育申込書（変更）」の提出が必要です。月の途中でのコースの変更はできません。

2 標準時間延長保育の対象となるのは以下に該当する児童です。

- 1) 保護者の就労形態、通勤時間等のやむを得ない事情により、延長保育が必要であると認められる方
- 2) 延長保育を受けることにより児童の健康に影響を引き起こす恐れのない方
- 3) 1歳児～5歳児クラスの方

★延長保育を実施する保育園で、午後6時15分までの保育を受けていることが必要です。

★延長保育時間内に、児童のお迎えができることが必要です。

★対象となる方でも、週休・休日等家庭で保育ができる日は延長保育の対象とはなりません。

3 標準時間延長保育の費用負担

① 月額利用コース ☆保育料と合わせて口座振替が可能です。

児童1人につき 月額 2,500円

※保育料を口座振替にされている方は、延長保育料も同一口座にて振替いたします。

口座振替の手続をされていない方は、毎月納付書を送付いたしますので、コンビニ、指定金融機関・市役所等でお支払いください。

② 日額利用コース ☆口座振替はできません。月ごとに納付書でのお支払いとなります。

児童1人につき 日額 500円

※毎月の利用実績に応じて、利用のあった翌月に納付書を送付いたしますので、指定金融機関・市役所等でお支払いください。コンビニでのお支払いはできませんのでご注意ください。

（保育料を口座振替にされている場合も、日額利用の場合の延長保育の費用負担は、毎月の納付書でのお支払いとなります。）

*延長保育の費用負担を滞納された場合、延長保育のご利用を制限する場合があります。

*保育料が免除されている場合は、①・②いずれの場合も費用負担は免除となります。

*小平市以外にお住まいで保育料が免除されている方は、決定通知書等保育料の納付額が記載された書類（コピー可）を添付してお申し込みください。

4 申込み手続

「標準時間延長保育申込書」をご記入の上、延長保育を希望する月の前月の20日までに各保育園にお申し込みください。

お申込みに当たっては、「延長保育用勤務時間等証明書」等の添付が必要です。

（同じ年度内に、再度延長保育を申し込む場合（[例] 4～6月で延長保育を申し込み、7月以降は利用していなかったが、10月から再度延長保育が必要となる場合など）は、勤務時間等証明書の再提出は必要ありません。）

*現在延長保育を利用されている方も、年度ごとにお申し込みが必要です。

★その他不明な点がございましたら、各保育園にご相談ください。